

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

※令和6年度に就学援助を受けている方も再度申請が必要です。



大竹市では、学用品費や校外活動費など、学校にかかる費用の援助を行っています。

1 援助の対象となる方

次のア～ウのいずれかに該当する者の保護者で、下記区分1～9のいずれかに該当する方です。

ア 大竹市立の小中学校に在学する児童及び生徒

イ 大竹市に住所を有し、大竹市立小中学校に次年度入学を予定している児童及び生徒

ウ 大竹市に住所を有し、他の市町村立の小中学校に在学する児童及び生徒

区分	対象となる理由	提出していただく証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません。
2	生活保護が停止又は廃止になった（1年以内）	
3	世帯全員の市民税が非課税である	所得課税証明書の写し
	世帯全員の市民税が減免された	市・県民税賦課決定通知書又は所得課税証明書の写し
	個人事業税が減免された	個人事業税減免通知書の写し
	固定資産税が減免された （家屋新築による減額は除きます。）	固定資産税の減免決定通知書の写し
4	国民年金の掛金が減免された 注	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された 注	国民健康保険料減免等通知書の写し
6	児童扶養手当を受給している （児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。）	児童扶養手当証書の写し
7	生活福祉資金の貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
8	雇用保険の失業給付を受給している 注	雇用保険受給資格者証の写し
9	経済的に就学が困難である	令和6年分 源泉徴収票の写し 令和6年分 確定申告書の写し ※世帯で所得のある方全員分が必要です。

- 注 i 世帯に収入を得ている方がおられる場合、対象にならないことがあります。
- ii 当制度において、「世帯」とは、住民票上同一世帯である方だけでなく、同じ住所地に住み、生計を共にされている方を含みます。
- iii 添付書類等について、不明な点がございましたら、ご連絡ください。

2 申請受付 令和7年1月6日（月）～ 令和7年2月7日（金）

この期間以降も随時受け付けていますが、認定月が遅れる場合があります。

必要事項を記入し、証明書類を添えて、教育委員会又は就学（予定）先の学校へ提出してください。

1 援助の対象の「ウ」に該当する方は、教育委員会に提出してください。

※証明書類の提出が難しい場合は、教育委員会へお問い合わせください。

3 認定通知

認定審査後、認定通知・非認定通知を申請された方へ郵送します。

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。



4 援助費

内容等に変更する場合があります。下記（令和6年4月時点）を参照ください。

区 分	小 学 校	中 学 校
学用品費	月々1,050円	月々1,945円
校外活動費 (宿泊なし)	実 費 (1,600円が限度)	実 費 (2,310円が限度)
校外活動費 (宿泊あり)	実 費 (3,690円が限度)	実 費 (6,210円が限度)
新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円
修学旅行費	実 費	実 費
医療費	実 費	実 費
学校給食費	実 費	実 費
オンライン学習通信費 (持ち帰り学習を実施する学年、期間のみ)	月々1,000円	月々1,000円

注

- i 下記時期に、認定保護者の口座へ振込支給します。支給通知は行っていません。
通帳の印字は「オオタケシキョウイクソウム」です。記帳し、確認してください。
1学期分・・・7月下旬～8月上旬頃 2学期分・・・12月下旬～1月中旬頃 3学期分・・・3月中旬頃
※ただし、オンライン学習通信費は、半年ずつなど別に支給される場合があります。
オンライン学習通信費は、世帯単位での支給となります。
- ii 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。
- iii 新入学児童生徒学用品費等は、令和7年3月及び4月中に認定された新小・中学1年生の保護者が対象となります。
※ 令和7年2月7日（金）までに申請書を提出し、認定となった場合、この費用のみ、入学前の令和7年3月中旬頃に支給する予定です。それ以降に申請書を提出し、認定となった方には、市の定期振込日に随時支給します。詳細は、別紙「就学援助費に係る「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給のお知らせ」をご参照ください。
- iv 医療費の対象は、学校病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲歯、寄生虫病）に限られます。したがって、通常の病気は該当となりません。
※ 受診には医療券が必要です。後日お送りする認定通知に「医療券交付申請書」を同封しますので、教育委員会又は在籍する学校へ提出し、医療券の交付を受けてください。
- v 学校納金に未納がある場合、未納額に充当する場合があります。申請書で同意の上、申請してください。

令和6年度の申請も随時受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

申請書はホームページにも掲載しています。



お問い合わせ 大竹市教育委員会総務学事課教育指導係
電話：0827-59-2185（直通です）

※ 就学援助申請書に記入された個人情報は、就学援助認定事務のために利用します。
なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。

